

◎全相殺方式をおすすめしています

おすすめする理由は下記の2点です

- ・ご自身の出荷実績に基づいて引受・損害評価が行われるため、基準が明確です。
- ・補償割合が最高で9割となるため、満足度の高い補償を受けることができます。

加入要件は過去5か年について、下記の①または②いずれかを満たすことです。

①収穫した大豆のおおむね全量を出荷しており、出荷数量が把握できること

出荷伝票

年産ごとに、特定加工用以上の品位に該当するものを収量として扱います。(白大豆の場合)
自家用・贈答用に供したものは別途調査を行い、数量を把握します。

または

②税務申告書類およびその関連書類から収穫量の把握ができること

収支内訳書

収支内訳書表面の販売金額、家事消費(事業消費)金額、期首・期末の棚卸高、収支内訳書裏面の収入金額の明細ならびに大豆の収穫量を記録した帳簿から各年産ごとの収穫量を把握します。

大豆の収穫量を
記録した帳簿等

※この説明は白色申告をしている方の場合です。
青色申告をしている方は一部提出書類が異なります。また、青色申告をしている方については収入保険をおすすめしています。

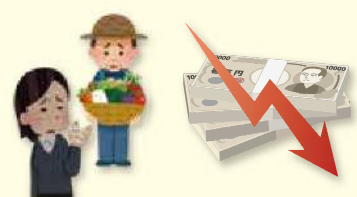
青色申告を行っている方は、もっとワイドな補償の

収入保険をご検討ください!

農産物の販売収入の最高9割を基準に補償し、様々なリスクから農業経営を守ります。
個人経営の方は、令和8年からご加入いただけます。詳しくはお近くのNOSAIまでお問い合わせください。

※畑作物共済と収入保険は重複してご加入できません。

市場価格が下がった



けがや病気で 収穫ができない



盗難や 運搬中の事故にあった



●お問い合わせは

本所 収穫共済課
TEL.(086)230-5546
〒700-8602 岡山市北区桑田町1-30

備北支所
TEL.(0866)21-0350
〒716-0002 高梁市津川町今津1922-2

備前支所
TEL.(086)277-5511
〒703-8265 岡山市中区倉田436-2

美作支所
TEL.(0868)54-5061
〒708-0314 苫田郡鏡野町沢田360-1

備南支所
TEL.(0866)83-2600
〒714-1211 小田郡矢掛町東三成614-2



R07,04



岡山県版

大豆共済

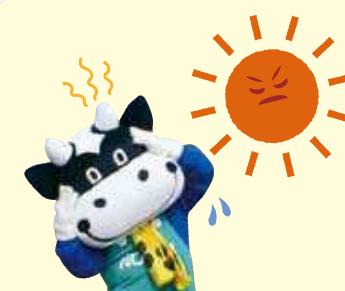


近年多発する被害に...

自然災害等による収量減少を
補償します。大豆共済に加入
して、災害に備えましょう!



備えの種をまこう。



高温・少雨が続いて
さやがつかなかった



イノシシにほとんど
踏み荒らされてしまった

加入対象

白大豆・黒大豆ごとに **5a** 以上栽培する農家です。
※収入保険制度の加入者を除く

補償期間

発芽期(移植期)から収穫するまでの期間です。

- 移植や播種をする時期は、通常の収量が見込める期間です。
- 収穫とは、ほ場から大豆を搬出するまでとなります。

対象となる災害



〈その他気象上の原因による災害、地震、火災も対象となります。〉

加入方式

加入方式	補償割合(選択制)	補償内容
はんそうさい 半相殺方式	80% 70% 60%	農家ごとに総基準収獲量の2割(3割または4割)を超える減収量を補償
ぜんそうさい 全相殺方式	90% 80% 70%	農家ごとに総基準収獲量の1割(2割または3割)を超える減収量を補償
地域インデックス方式	90% 80% 70%	統計単位地域ごとに統計単収と基準単収の差を基に算出した減収量が基準収獲量の1割(2割または3割)を超える場合に補償

(半相殺方式)

- 基準収獲量とは、耕地ごとに設定された平年収獲量のことです。

(全相殺方式)

- 基準収獲量は過去の出荷データまたは税務申告書類等を基に設定し、減収量の算定もその年の出荷データまたは税務申告書類等を基に行います。
- 実際の収獲量に基づいた補償が受けられることから、加入要件を満たす方については全相殺方式での加入をおすすめしております。詳細はパンフレット裏面をご覧ください。
- 加入要件：概ね全量を直近過去5年間、農協等に出荷しており、今後も出荷することが確実な方。または、税務申告書類等により収獲量の把握が行える方。

(地域インデックス方式)

- 基準収獲量は統計単位地域における過去5年間の統計単収を基に設定された収獲量のことです。

1Kg当たり共済金額(補償単価)

※令和7年産は告示前につき、前年産の数字を使用しています。
補償単価は課税農業者または免税農業者により異なります。

共済目的	補償単価
白大豆(畑作物直接支払交付金交付対象者)	277円
白大豆(上記対象者以外)	121円
白大豆(種子用)	484円
黒大豆	960円

畑作物直接支払交付金交付対象者の方は、販売単価相当に交付金額を加味した補償単価または販売単価相当の補償単価のどちらかを選択できます。

※交付対象者として引受を行った方へ最終的に直接支払交付金が交付されなかったとき、掛金の一部還付・共済金の一部返還が発生する場合があります。また、数量払のみを申請されていた方が営農継続支払の交付を受けたことが共済金の支払後に確認された場合は、過大に支払われていた部分の共済金を返還していただきます。

共済金額(補償額)と共済掛金の目安額

- 共済掛金は55%を国が負担し、残りの45%を農家が負担します。
- 農家負担掛金は上記共済掛金のうちの農家が負担する額と、事務費賦課金の合計となります。
- 農家負担掛金は必要経費として、農業所得から控除できます。
- 過去の被害状況に応じて、個人ごとに掛金率が設定されます。

引受方式	補償割合(最高補償)	10a当たりの目安額	
		共済金額(補償額)	農家負担掛金(納付額)
半相殺方式	80%	白大豆 22,000円	720円
		黒大豆 76,000円	6,420円
全相殺方式	90%	白大豆 24,000円	580円
		黒大豆 86,000円	5,350円
地域インデックス方式	90%	白大豆 24,000円	800円
		黒大豆 86,000円	2,870円

※上記掛金目安は10アール当たりの収量が100kg、補償単価第1位(白大豆にあっては277円、黒大豆にあっては960円)を選択した際の、基準料率を用いています。また、地域インデックス方式は岡山市の基準料率を用いています。

共済金のお支払い

支払共済金 = 共済減収量 × 補償単価

(1Kg当たり)

半相殺方式

- 農家ごとに減収量が**2割**を超える場合に、超えた部分(共済減収量)に対して共済金をお支払いします。

全相殺方式

- 農家ごとの生産量(農協等への出荷数量)を基に、**1割**を超える減収があった場合、超えた部分(共済減収量)に対して共済金をお支払いします。

地域インデックス方式

- 統計単位地域ごとに、統計単収による収獲量が**1割**を超えて減少した場合に共済金をお支払いします。

⚠️ご注意ください

●除草管理、排水管理、鳥獣害対策といった管理不行届きによる減収は、共済金の支払い対象になりません。
●現地評価前に収穫、鋤込をした場合、補償対象外となります。

収穫前に現地調査を行う必要がありますので、必ず収穫前に被害申告をしてください。



例 半相殺方式8割補償加入、1耕地10aで基準収獲量100kgの場合の補償内容

